

○ 岩手県警察情報処理能力検定に関する訓令

(平成28年3月18日岩手県警察本部訓令第3号)

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察情報処理能力検定に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察情報処理能力検定に関する訓令

岩手県警察情報処理能力検定に関する訓令（平成5年岩手県警察本部訓令第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号）第7条第1項の規定により、岩手県警察における職員の情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（能力検定の目的）

第2条 能力検定は、職員の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

（能力検定の級位等）

第3条 能力検定は、初級及び中級に区分して行う。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表のとおりとする。

（能力検定の実施等）

第4条 本部長は、警務部長に、能力検定の実施に関する事務を行わせることができる。この場合において、警務部情報管理課長は、警務部長を補佐する。

2 能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行う。

（能力検定の実施結果報告）

第5条 警務部長は、能力検定を実施したときは、その結果を本部長に報告するものとする。

（合格証書の交付等）

第6条 本部長は、能力検定に合格した者に対し、合格証書を交付する。

2 本部長は、前項の規定により合格証書を交付するときは、所属長に通知するものとする。

3 所属長は、所属職員が第1項の規定による合格証書を交付されたときは、当該職員の勤務記録カード（岩手県警察職員の勤務記録カードに関する訓令（昭和39年岩手県警察本部訓令第23号）第2条に規定する勤務記録カードをいう。）の記載事項を整理しなければならない。

（合格者台帳への記載）

第7条 警務部長は、能力検定に合格した者を合格者台帳に記載しなければならない。

2 前項に規定する合格者台帳は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調製することができる。

（能力検定の特例）

第8条 警務部長は、各級位の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認められる者については、本部長に報告するものとする。

2 本部長は、前項に規定する報告を受けたときは、能力検定を行わずに、当該者を当該級位の検定に合格したものとし、合格証書を交付し、及び合格者台帳に記載させることができる。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年3月18日から施行する。

別表（第3条関係）

級 位	知識及び技能
初級	警察情報システム（岩手県警察情報セキュリティに関する訓令（平成18年岩手県警察本部訓令第3号）第2条第5号に規定する警察情報システムをいう。以下同じ。）の基本的な操作に必要な知識及び技能
	情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの基本的な操作に必要なもの
中級	情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、警察情報システムを設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能
	情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システムの操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの